由布市パートナーシップ宣誓制度実施要綱を次のように定める。

　　令和６年３月２８日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　由布市長　相　馬　尊　重

由布市告示第４８号

　　　由布市パートナーシップ宣誓制度実施要綱

　（趣旨）

第１条　この要綱は、由布市人権教育・啓発基本計画の理念に基づき、市民一人ひとりがお互いに人権を尊重し合い、共に生きる喜びを実感できる地域社会の実現を目指すため実施する由布市パートナーシップ宣誓制度に関し必要な事項を定めるものとする。

　（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

　（１）　パートナーシップ　互いを人生のパートナーとし、日常の生活において相互に協力し合うことを約束した一方又は双方が「性的指向（恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいう。）が異性のみでない者又はジェンダーアイデンティティ（自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識をいう。）が出生時に届けられた性別と異なる者」である二者の関係をいう。

　（２）　宣誓　市長に対し、パートナーシップにある二者が、互いにパートナーであることを宣誓することをいう。

　（宣誓の要件等）

第３条　宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。　（１）　成年に達していること。

　（２）　宣誓しようとする者のいずれか一方が、市内に住所を有し、又は３箇月以内に市内への転入を予定していること。

　（３）　配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がなく、宣誓に係る相手方以外の者とパートナーシップにないこと。

　（４）　宣誓に係る当事者同士が民法第７３４条から第７３６条までに規定する婚姻をすることができないとされている者同士の関係（共に宣誓をしようとする者同士がパートナーシップに基づき養子縁組をしている、又はしていたことにより当該関係に該当する場合を除く。）にないこと。

　（宣誓の方法）

第４条　宣誓をしようとする者は、パートナーシップ宣誓書（様式第１号。以下「宣誓書」という。）を自ら記入し、次に掲げる書類を添付して、これを市長に提出するものとする。ただし、自ら記入することができないときは、他の者にこれを代筆させることができるものとする。

　（１）　住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書又は戸籍の附票の写し（宣誓日前３箇月以内に発行されたものに限る。）

　（２）　独身証明書又は戸籍抄本（宣誓日前３箇月以内に発行されたものに限る。）

　（３）　日本国籍を有していない者にあっては、前号に規定する書類に代えて現に婚姻していないことを証する書類（宣誓日前３箇月以内に発行されたものに限る。）

　（４）　その他市長が必要と認める書類

２　前項の提出は、市長が指定する場所において持参又は郵送により行うことができる。

３　市長は、宣誓をしようとする者がそれぞれ本人であることを明らかにするため、次に掲げる書類のいずれかの提示又は当該書類の写しの提出を求める方法により宣誓をしようとする者がそれぞれ本人であることを確認するものとする。

　（１）　個人番号カード

　（２）　旅券

　（３）　運転免許証

　（４）　在留カード

　（５）　その他官公署が発行した免許証、許可証又は登録証明書等であって、本人の顔写真が貼付されたもの

　（６）　前各号に準ずるものとして市長が相当と認める書類

４　前項の規定による確認は、市長が指定する方法により行うことができる。　　　（通称名の使用）

第５条　宣誓をしようとする者は、性別違和（出生時に届けられた性別に違和感を持つことをいう。）その他市長が特に理由があると認める場合には、宣誓書において、戸籍等法令上の氏名に代えて、通称名（社会生活上日常的に使用している氏名をいう。）を使用することができる。

　（市内への転入の届出）

第６条　第３条第２号に規定する者のうち、市内への転入を予定している者は、第４条第１項の書類を提出した日から３箇月以内に、市内への転入を証する住民票の写しを市長に提出するものとする。

　（パートナーシップ宣誓書受領証の交付）

第７条　市長は、第４条の規定により宣誓をした者が、第３条に定める要件を満たしていると認めるときは、由布市パートナーシップ宣誓書受領証（様式第２号。以下「受領証」という。）を、宣誓書の写しを添付のうえ、宣誓をした者の双方に交付するものとする。ただし、第３条第２号に規定する者のうち、市内への転入を予定している者には、転入予定者受付票（様式第３号。以下「受付票」という。）を交付し、前条の提出があったときに、受付票と引き換えに、宣誓書の写し及び受領証を交付するものとする。

　（受領証等の再交付）

第８条　前条の規定により受領証及び宣誓書の写し（以下「受領証等」という。）の交付を受けた者（以下「宣誓者」という。）が、紛失、毀損、汚損等により受領証等の再交付を受けようとするときは、パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（様式第４号。以下「再交付申請書」という。）を市長に提出することにより、受領証等の再交付を受けることができる。この場合において、毀損又は汚損により受領証等の再交付を受けるときは、再交付申請書に当該受領証等を添えなければならない。

２　前項の規定による申請については、第４条第２項、第３項及び第４項の規定を準用する。

　（宣誓事項の変更の届出）

第９条　宣誓者は、氏名、住所その他宣誓書又は受領証の記載事項に変更があった場合（第１０条の規定により受領証等を返還する場合を除く。）は、パートナーシップ宣誓事項変更届（様式第５号）に変更内容が確認できる書類及び変更前の受領証を添付して、市長に届け出なければならない。

２　前項の規定による届出については、第４条第２項、第３項及び第４項の規定を準用する。

３　市長は第１項の規定による届出があったときは、その内容を確認し、変更後の内容に基づく受領証を、変更前の受領証と引き換えに、交付するものとする。

　（受領証の返還）

第１０条　宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証返還届（様式第６号）に受領証等を添付して、これを市長に返還しなければならない。

　（１） パートナーシップを解消したとき。

　（２） 宣誓者の一方が死亡したとき。

　（３） 第１２条の規定により、宣誓が無効となったとき。

２　前項の規定による返還については、第４条第２項、第３項及び第４項の規定を準用する。

　（パートナーシップ宣誓書受領事実証明書の交付等）

第１１条　市長は、前条第１項第２号に該当し、受領証を返還した者（以下「２号返還者」という。）が希望するときは、パートナーシップ宣誓書受領事実証明書（様式第７号）を交付するものとする。

２　市長は、２号返還者が引き続き当該受領証の保持を希望するときは、当該受領証に死亡した日の翌日以降使用できない旨を明示した上で、返却するものとする。

３　前２項の交付又は返却を希望するときは、２号返還者は、パートナーシップ宣誓書受領証返還届に必要事項を記載し、市長に提出しなければならない。

４　前項の規定による届出については、第４条第２項、第３項及び第４項の規定を準用する。

　（無効となる宣誓）

第１２条　次の各号のいずれかに該当する宣誓は無効とする。

　（１）　宣誓書の内容に虚偽があったとき。

　（２）　宣誓書の写し等を不正に利用し、又は偽造し、若しくは変造したと認めるとき。

２　市長は、前項の規定に基づき宣誓を無効とした場合は、受領証の返還を求めるものとする。

　（大分県、県内市町村及び県外の他自治体との連携の取扱い）

第１３条　大分県、県内の市町村及び県外の他自治体が交付したパートナーシップ宣誓制度等の宣誓があった旨を証明する書類については、本市の受領証等と同様の効力があるものとして扱う。この場合において、宣誓者（受領証等が効力を有する範囲）は、第３条に規定する者に限る。

２　パートナーシップ宣誓制度等を実施している大分県及び県内市町村において、パートナーシップ宣誓制度等の受領証の交付を受けた者が、県内で市町村の区域を越える住所の異動をした後も引き続きパートナーシップ宣誓制度の継続を希望するときは、本市の宣誓書受領証の交付を受けることができる。ただし、受領証等の交付を受けることができる者は、第３条に規定する者に限る。

３　パートナーシップ宣誓制度等を実施している県外自治体において、パートナーシップ宣誓制度等の受領証の交付を受けた者が、県の区域を越える住所の異動をし、本市に転入した後も引き続きパートナーシップ宣誓制度の継続を希望するときは、本市の宣誓書受領証の交付を受けることができる。ただし、受領証等の交付を受けることができる者は、第３条に規定する者に限る。

４　第２項又は前項の規定により本市の宣誓書受領証の交付を受けようとする者は、パートナーシップ宣誓継続申告書（様式第８号）を自ら記入し、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、宣誓をしようとする者が自ら記入することができないときは、他の者にこれを代筆させることができる。

　（１）　県内市町村又は県外自治体が交付した宣誓書受領証又はこれに類するもの

　（２）　本市に転入したことが分かる住民票の写し（提出日以前３箇月以内に発行されたものに限る。）

５　前項の規定による申告については、第４条第２項、第３項及び第４項の規定を準用する。

　（個人情報の適正な取扱い）

第１４条　市長は、この要綱に基づく事務を行う際に収集した個人情報を、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）等に基づいて、適正に管理及び保管するものとする。

　（周知啓発に当たっての配慮等）

第１５条　市は、この要綱の趣旨を尊重し、パートナーシップの関係にある者に十分に配慮するとともに、制度の普及に向けて、市民、事業者及び団体との連携協力に努めるものとする。

２　市は、パートナーシップの関係にある者等が、安心して暮らせるよう生活支援のための情報発信に努めるものとする。

　（委任）

第１６条　この要綱に定めるもののほか、パートナーシップ宣誓の取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

　　　附　則

　この要綱は、令和６年４月１日から施行する。